

### (3) 現行の国立市個人情報保護条例からの主な変更点

項 番	現行の 市個人情報保護条例	改正個人情報保護法の施行後		
	内容	改正法の規定	改正法での取扱い	新条例（素案）における国立市の対応案 （★：国立市独自の保護措置）
1	センシティブ情報の取扱いの原則禁止	規定なし	地方公共団体は、地域特性に応じて「条例要配慮個人情報」を設けることはできるが、 <u>改正法の規律を超えて、条例で取得や提供等に関する独自の規律を追加すること等は、許容されない。</u>	★ <u>新条例でも継続する「個人情報取扱業務登録簿」に、取り扱う要配慮個人情報・条例要配慮個人情報の項目を記載</u> →★ <u>審議会に報告</u>
2	個人情報の本人からの直接収集（原則）	規定なし	条例で本人からの直接収集を規定することは許容されない。	規定しない。
3	個人情報ファイル作成…審議会への諮問が必要	規定なし	条例でオンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いを特に制限することは許容されない。	★ <u>個人情報保護</u> の観点から、現行の諮問事項の一部を、改正法において許容される範囲で <u>審議会への報告事項（事後報告）</u> とする。 ただし、 <u>報告対象は限定</u> する（一定の安全性が確保されている場合等を除く。）。
4	電子計算組織の結合等の原則禁止 審議会への諮問が必要			+ ★ <u>システム等導入前のセキュリティ面の確認を強化</u>
5	個人情報保護審議会への諮問	改正法129条 専門的な知見に基づく意見を聴くことが「特に必要である」場合に限り、諮問できる。	オンライン結合等や目的外利用制限等の <u>個別案件における個人情報の取扱いについて、類型的に審議会への諮問を要件とする条例を定めることは、認められない。</u>	①諮問できる場合は、改正法での想定のとおり「特に必要である」場合に限定 ②★ <u>自発的な審議等の規定を設置</u> ③★ <u>現行の諮問事項の一部を報告事項とする。</u> （上記3・4のほか、目的外利用等（現行では一部諮問事項）の報告）
6	死者に関する情報： 現行条例の「個人情報」の定義に、死者に関する情報が含まれるか明記されていない（「生存する個人」と限定されていない。）が、解釈では含めている。	改正法第2条第1項 死者に関する情報は、「個人情報」に含まない。	条例で独自の定義を置くことは許容されない。	規定しない。 <理由> 実質的な影響はない。 ・【 <u>遺族等による個人情報開示請求について</u> 】死者に関する情報が、同時に生存する個人（遺族等）に関する情報に該当する場合は、遺族等による個人情報開示請求が可能（現行条例と同様）